

平成 29 年 12 月 5 日

各 位

小野薬品健康保険組合

健保組合関連申請書の提出先について（一部変更）

業務迅速化のため、12 月より健保組合関連申請書の提出先を一部変更します。
健保組合ホームページおよび申請書に提出先を表記していますので、申請の際は必ずご確認ください。

【変更点】

1. 対象となる申請書・・・詳細は別紙参照

「健康保険法に規定されている申請書のうち、会社証明が不要なもの」

- ① 限度額適用認定証交付申請書
- ② （家族）出産育児一時金請求書
- ③ 療養費支給申請書
- ④ 第三者行為による傷病届
- ⑤ 移送費支給申請書
- ⑥ 海外療養費支給申請書

2. 提出ルート

現 在 社員→事業所業務担当者→人事部→健保組合

12月より 社員→健保組合

※なお、各種申請書の大まかな提出ルートは以下の通りです。

- 法規定＋会社証明が必要なもの：社員→事業所業務担当者→人事部→健保組合
- 法規定＋会社証明が不要なもの：社員→健保組合
- 健保独自（人間ドック） ：社員→事業所業務担当者→健保組合
- 健保独自（予防接種補助など） ：社員→健保組合

(参考)

① 限度額適用認定証交付申請書 (入院される方、高額治療を受ける方)

入院・外来診療ともに事前に健康保険組合に申請し、限度額適用認定証の交付を受けておけば、病院の窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

なお、当健康保険組合独自の給付として、自己負担額から 20,000 円を差し引いた額が約 3 カ月後に支給されます。健康保険組合がレセプトにより自動計算しますので申請は不要です。

標準報酬月額	自己負担限度額
83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
28 万円未満	57,600 円

② (家族) 出産育児一時金請求書 (出産された方)

女性被保険者または被扶養者である家族の妊娠 4 カ月 (85 日) 以上の出産について、1 児につき 420,000 円※ (在胎週数 22 週未満の出産や産科医療補償制度未加入分娩機関での出産の場合は 404,000 円) が支給されます。

(参考) 直接支払制度

出産育児一時金の額を上限として、健康保険組合から分娩機関へ出産費用を支払う制度を「直接支払制度」といいます。この制度を利用すれば、病院の窓口で支払う出産費用は、出産育児一時金の支給額を差し引いた額だけですみます。

「直接支払制度」を利用する場合は、健康保険組合への申請は不要です。分娩機関で説明を受け、手続きをしてください。

③療養費支給申請書（医療費の立替払いや医療装具を作成された方）

急病になったり、病院にかつぎこまれたりした場合などで保険証をもっていないときは、とりあえず医療費の全額を自分で払わなければなりません。診療費用を一時立て替えて支払っておいて、あとで健康保険組合に請求し、払い戻しを受けることになります。このような給付を療養費（以下も同様）といいます。

療養費（保険証不所持によるもの） コルセット、ギプス、義眼代
9歳未満の小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズの作成費用 など

④第三者行為による傷病届

自動車事故の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。ですから、医療費は全額加害者負担にし、そのつどかかった医療費を支払ってもらえば一番よいことになります。ところが、実際問題として、良心的な加害者ばかりいるわけではありません。また、加害者に支払い能力がないこともあります。それではさしあたって必要な病院への支払いに困ってしまいます。自費診療では被害者の負担がたいへんです。

そこで、とりあえず必要な治療費は健康保険組合が一時立て替えてもよいことになっています。つまり、被害者となった人は、健康保険組合の了解を得たうえで、とりあえず健康保険で治療を受けることができます。その場合は、健康保険組合が後日加害者に対して、治療に要した費用を請求することになります。そのために、自動車事故によるけがの治療を健康保険で受けるときは、できるだけすみやかに「第三者行為による傷病届」を健康保険組合に提出してください。